

■**返戻金** 関連条文抜粋

第五条（人材紹介報酬の返還）

1.採用決定者が貴社に内定承諾書類提出後、入社日までに入社を辞退した場合、当該採用決定者が自己都合によって内定承諾したものの入社に至らなかった場合、または採用決定者側の諸事情を原因とし、客観的に合理的かつ社会通念上相当性のある理由（就業開始日までに候補者が学校を卒業できなかった場合、経歴詐称、迷惑行為、犯罪行為、業務に支障をきたす傷病等）にもとづき内定取消となった場合、弊社は採用決定者が内定承諾辞退した日の月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日である場合は直前の金融機関の営業日）までに、貴社から受領した人材紹介報酬の全額を貴社の指定する金融機関口座に振込する方法で振込手数料は弊社負担により、貴社に返還するものとします。

ただし、人材紹介報酬のうち未受領額がある場合には、返還額と相殺するものとし、相殺後に残金がある場合には、貴社または弊社は相手方に対し当該残金を支払うものとします。

なお、振込手数料は残額の支払当事者の負担とします。

2.前項に定める事由以外の事由に基づき、採用決定者が内定承諾後に入社を辞退した場合（内定辞退の勧奨及び内定取消類似行為による入社辞退の場合等）及び業績の悪化その他の貴社の都合による内定取消の場合には、弊社の貴社に対する人材紹介報酬の返還は不要とします。